

令和5年度償却資産の申告について

岩見沢市税務行政につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税の課税対象となるものには、土地及び家屋のほか、事業を行っている方が所有する償却資産（事業用資産）があります。償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日時点での償却資産の状況を申告していただくことになっております。つきましては、同封の申告用紙に必要事項をご記入の上、期限までにご提出くださいますようお願い申し上げます。

申告対象者

○令和5年1月1日現在、岩見沢市内で事業（工場や商店、駐車場や賃貸アパートの経営等）を行っている方で、岩見沢市内に申告の対象となる資産を所有している方

※該当資産がない方、期間中の増減がない方も申告して下さい。

※課税標準額（取得価格×減価残存率）の合計が免税点（150万円）未満でも申告して下さい。

○令和4年1月2日～令和5年1月1日の期間中に休業または廃業（移転）した方

提出書類

○令和5年度償却資産申告書……………1部

○令和5年度種類別明細書 増加（減少）資産用……………各1部

※申告書を郵送で提出される方で、控用（市の受領印を押印したもの）の返送を希望する場合は、申告書の写し及び切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

（返信用封筒が同封されていない場合は、控えを送付できませんので、ご了承ください。また、料金が不足している場合には、不足金額分を受取人にてご負担いただきます。）

※提出の際にマイナンバー法に基づいて、マイナンバーを確認させていただきますので、9ページを参照のうえ、確認書類の持参をお願いいたします。

提出期限

令和5年1月31日（火）

※岩見沢市役所、北村・栗沢各支所に直接ご提出いただくほか、郵送、電子申告（e L T A X）でも申告を受け付けております。

以下の要件に該当する方に申告書類をお送りしております。

- ・昨年度までに償却資産の申告を行っている方（閉鎖申告を除く）
- ・調査により課税対象になる資産を所有していると思われる方
- ・共同住宅や工場・店舗等の事業用家屋を所有している方

問い合わせ先

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市役所 税務課資産税グループ（9番窓口）

TEL：0126-35-4032 担当：中山・有波

申告漏れにご注意ください

- ・農業を経営されている方は、使用している資産が、償却資産として申告の対象となります。
- ・不動産賃貸業を営んでいる方は、土地・家屋を除く外構工事等の事業用資産が、償却資産として申告の対象となります。

税務署への申告は所得税・法人税（国税）の確定申告であり、

市への申告は固定資産税（市税）の申告のため、税の種類や申告内容が異なることから、

税務署への確定申告とは別に、当市へ償却資産の申告が必要です。

※申告の対象となる資産につきましては、「(5) 業種別の主な償却資産（3 p）」をご覧下さい。

税理士に申告を依頼している方へ

税理士（会計事務所）に申告の代行を依頼している場合は、忘れずに届いた申告書類をお渡しいただき、償却資産申告書の作成等依頼いただきますようお願ひいたします。

なお、確定申告のみ税理士に申告の代行を依頼されている方は、償却資産の申告はご自身で行う必要がありますので、お忘れのないようご注意ください。

よくある質問

Q 1. 申告は毎年必要ですか？

A 1. 必要です。土地や家屋のように登記制度ではないため、資産内容の把握が困難であることから、償却資産を所有している限り、毎年の申告が義務づけられています。

Q 2. 資産の増減がない場合や資産を所有していない場合でも申告の必要はありますか？

A 2. 必要です。毎年1月1日時点での資産の所有状況を把握するため、ご申告ください。
資産の増減がない場合は、申告書の備考欄にある「資産の増減なし」の項目に、
資産を所有していない場合は、同じく備考欄にある「該当資産なし」の項目に○をつけて
ご申告ください。

Q 3. 申告書類はどこで手に入りますか？

A 3. 申告書類につきましては、同封しておりますのでそちらをご使用ください。
紛失してしまった場合には、岩見沢市役所、北村・栗沢両市所でもお渡ししているほか、
市ホームページより様式のダウンロードができます。
電子申告（e L T A X）での申告も受け付けております。

Q 4. 耐用年数が分からぬ場合はどうしたらいいですか？

A 4. 税務署へ提出する固定資産台帳や減価償却に関する明細書に記載した耐用年数となります。管轄の税務署へお問い合わせいただくか国税庁ホームページ「主な減価償却資産の耐用年数表」をご確認ください。

1. 固定資産税における償却資産について

(1) 課税対象となる資産について

固定資産税の課税対象となる償却資産は、毎年1月1日（賦課期日）現在において、（岩見沢市内に存在する）事業のために用いることができる資産です。具体的には以下の要件を満たしているものが対象となります。

課税対象

- ①事業のために使用している資産であること（事業の目的のために所有されている資産も含む）
- ②有形減価償却資産であること（アプリ、ソフトウェア、特許権等の目に見えないものは対象外）
- ③減価償却費（額）が所得税又は法人税法の規定における所得の計算に用いられる必要経費又は損金に該当する償却資産であること

上記の要件を満たしているものであっても固定資産税における償却資産の対象外となるものがあります。具体的には以下のいずれかに当てはまるものとなります。

課税対象外

- ①土地・家屋
- ②自動車税・軽自動車税の対象となるもの
- ③繰延資産（創立費や開発費等、支出の効果が支出の日以後1年以上に及ぶもの）
- ④棚卸資産（商品、消耗品、原材料、仕掛品、半製品等）*
- ⑤時の経過により価値の減少しないことが明らかな美術品等*
- ⑥用途廃止資産（今後、使用することが困難で、廃棄を前提に維持補修を行っていないもの）
- ⑦耐用年数1年未満または取得価格が10万円未満のもので、1事業年度に取得に要した経費の全額を（所得税・法人税法上の）必要経費として算入するもの（一時損金算入したもの）
- ⑧一括償却（取得価格20万円未満の各資産を一括して3年で均等に償却する方法）を選択したもの
- ⑨所得税・法人税法上のリース取引が行われた取得価格が20万円未満のリース資産
- ⑩牛、馬、果樹その他の生物*

*は申告対象となる場合があります。

(2) リース資産及び所有権留保付売買資産について

リース資産のうち、リース期間終了時にリース資産をリース会社（貸主）に返還する場合は、リース会社の申告となります。リース期間中または終了時にリース資産を借主が取得する、もしくは所有権留保付売買資産の場合は、借主が申告して下さい。

(3) 国税（所得税や法人税）と地方税（固定資産税）の相違点

国税と地方税である固定資産税では、取扱いが異なる点があります。それは以下の表のとおりとなっております。

項目	国 税	固 定 資 産 税
償却計算の期間	事業年度	暦年〔賦課期日（1月1日）制度〕
減価償却の方法	一般の資産は定率法又は定額法	一般の資産は定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2の減価率）
圧縮記帳	○	×
特別償却・割増償却	○	×
改良費	合算評価（対象資産に含めて評価）	区分評価（1つの資産として評価）

(4) 種類別の主な償却資産

下表は資産の一例を示したものです。

資産の種類	資産名称例
構築物	広告設備、軌道用設備、舗装路面、独立煙突、門扉、ガス・石油タンク、ビニールハウス、内部造作等の建物付属設備(家屋として評価するものを除く)等
機械及び装置	発電機、施盤、ボール盤等、工作機械、冷凍装置、ベルトコンベア、ブルドーザー等建設作業機械、ポンプ、農業用設備等
船舶・航空機	ボート、クルーザー、ヘリコプター、飛行機など
車両及び運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車など(自動車税・軽自動車税の対象外の自動車) ～特殊自動車の取扱い～ 農耕作業用…長さ・高さ・幅の基準ではなく、最高時速が35km以上のもの その他…長さ4.7m・幅1.7m・高さ2.8m・最高時速15kmの各基準を、 1つでも超えるもの 上記の基準に該当する大型特殊自動車すべてが申告の対象となります。 ※農耕作業用トレーラー（農耕用トラクタにけん引されて使用されるもの）は軽自動車税の課税対象となる場合があります。
工具・器具及び備品	測量工具、家具、陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、パソコン、コピー機、金庫、医療機器、理容又は美容機器、エアコン、ドローン、娯楽器具等

(5) 業種別の主な償却資産

下表は資産の一例を示したものです。

業種	償却資産例
共通	テーブル、イス、応接セット、金庫、パソコン、コピー機、テレビ、エアコン、広告看板、内部造作・内装設備*、舗装路面、外構工事、ストーブ等
喫茶・飲食店	カウンター、レジスター、陳列ケース、冷蔵庫、電子レンジ、厨房用品、エアコン、音響設備、広告看板、消毒殺菌機等
理美容業	理容イス、シャンプーイス、洗面設備、湯沸かし機、ドレッサー、ドライヤー、ヘアースチーマー、鏡、音響設備、広告看板等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー設備、梱包設備等
医療・薬局業	待合用イス、薬品戸棚、手術台、器具台、ベッド、レントゲン装置、心電計、脳波計、酸素設備、麻酔器、歯科診療用ユニット、消毒殺菌用機器、調剤用機器、顕微鏡、光学検査機器、広告看板等
食肉・鮮魚販売業	スライサー、ミンチ機、冷凍冷蔵庫、ロースター、電子レンジ、冷凍ケース、陳列ケース、電子はかり、調理台、クーラー、広告看板、金庫等
小売業	陳列ケース、レジスター、自動販売機、金庫等
ガソリン給油所	キャノピー、ガソリン計量機、地下タンク、リフト、コンプレッサー、防火扉、消火器、洗車機、レジスター等
不動産賃貸業	アスファルト舗装（駐車場整備等）、門・扉・緑化施設等の外構工事、エアコン・ストーブ、カーポート、屋外の給排水設備等
板金・塗装業	施盤、ボール盤、プレス機、溶接機、洗車機、その他測定・検査工具等
土木・建設業	測量器、トランシット、セオドライド、製図盤、電子計算機、ブルドーザー、パワーショベル、その他建設作業機械、除雪機等
農業	ビニールハウス、乾燥機、もみすり機、精米機、米選機、コンベア等

*家屋と償却資産については次ページを参考にして下さい。

～固定資産税（償却資産）における評価額の算出～

○前年中に取得した資産……取得価格×減価残存率（1－減価率*×1／2）＝評価額

○前年前に取得した資産……前年度評価額×減価残存率（1－減価率*）＝評価額

*減価率については耐用年数ごとに定められております。

(6) 建物附帯設備と償却資産について

「給湯器の取付け」や「内部造作」など家屋に対して新たに施工したものについては、家屋と施工した設備等の所有者が同じ場合、下表の課税区分（家屋と償却資産）となります。

家屋と施工した設備等の所有者が異なる場合（テナント、賃借人の方が取り付けた設備）は、下表にある設備全てが償却資産となりますので、借主が申告して下さい。

下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係	
			同じ場合	
			家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎
	中央監視設備	設備一式		◎
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○	
	電力引込設備	引込工事		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎
		配管・配線、端子盤等	○	
	LAN設備	設備一式		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎
給排水衛生設備		配管、配線等	○	
	監視カメラ(I T V)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎
		配管・配線等	○	
	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	
空調設備	給湯設備	局所式給湯設備(湯沸器用等)		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎
		屋内の配管等	○	
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○	
その他の設備等	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎
外構工事		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎
		上記以外の設備	○	
前掲以外のもの		冷凍・冷藏倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎

2. 申告書の作成について

(1) 申告書作成の流れ（参考）

①償却資産の把握

令和5年1月1日現在で所有している、「事業のために使用している資産」と「今後、使用する資産」を把握する。
(管理している帳簿や減価償却明細、固定資産台帳があれば、それを整理する)
※「(1) 申告対象となる資産について(1p)」を参考にしてください。



②対象外資産を除く

①で抽出した償却資産から、対象外となる資産を除外する。
以前から申告している資産で減少があった場合は、「種類別明細書（減少資産用）」に記載が必要です。
※「(1) 申告対象となる資産について(1p)」を参考にしてください。



③申告漏れの確認

固定資産台帳（帳簿や減価償却明細、固定資産台帳）に記載されていないものや、リース資産など、
申告対象となる資産が漏れていないかを確認する。
※「種類別明細書（増加資産用）」に申告漏れになりやすい資産を例示しています。



④取得価格・法定耐用年数の確認

「正しい法定耐用年数であるか」、「圧縮記帳適用前の価格であるか」などを確認する。
※「(3) 国税（所得税や法人税）と地方税（固定資産税）の相違点(1p)」を参考にしてください。



⑤取得価格・法定耐用年数の確認

申告書に必要事項を記載する。（増減なし、該当資産なし、閉鎖の場合は「18. 備考」にも記載。）
昨年中（R4.1.2～R5.1.1）に増加した資産は、種類別明細書（増加資産用）に記載する。
昨年中（R4.1.2～R5.1.1）に減少した資産は、種類別明細書（減少資産用）に記載する。
※記載方法については「申告書の記載例(6p)」を、
耐用年数については、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」の耐用年数表を参考にしてください。

※申告書等作成の一例を示したものです。

(2) その他

申告書の作成について、ご不明な点のある方は、次の関係書類を持参し、岩見沢市役所税務課資産税グループまでお越し下さい。

①法人の場合……資産台帳、減価償却明細表又は法人税申告書中「別表16」、
その他減価償却資産の明細がわかるもの。

②個人の場合……青色申告の場合は、資産台帳又は所得税申告書中「減価償却費の計算」欄。
白色申告の場合は、資産台帳その他減価償却資産の明細がわかるもの。

～ご注意下さい～

地方税法第385条の規定により、償却資産申告事項について虚偽の申告をした方は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、正当な事由がなく申告をしなかった場合には、過料が科されることがあります。

記載例

第二十六号様式
(提出用)

受付印		令和××年××月××日		令和××年度		個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載して下さい。 (通知されていない場合は記載不要です。)												
		岩見沢市長 殿		償却資産申告書(償却資産課税台帳)														
所 有 者 者	1 住 所 (又は納稅通 知書送付先)		〒068-8686 いわみざわしはとがおか1ちょうめ1ばん1ごう 岩見沢市塙が丘1丁目1番1号 (電話 0126-23-****)		3 個人番号又 は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	*	*	*	8 短縮耐用年数の承認 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	2 氏名 (法人にあつ てはその名 称及び代表 者の氏名)		いわみたろう 岩見太郎 (屋号)		4 事業種目 (資本金等の金額)	サービス業 (××× 百万円)											9 増加償却の届出 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
					5 事業開始年月	昭和25年12月											10 非課税該当資産 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
					6 この申告に応答する 者の係及び氏名 (電話 0126-23-****)	沢見次郎 岩見三郎 (電話 0126-23-****)											11 課税標準の特例 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
					7 税理士等の氏名 (電話 0126-23-****)												12 特別償却又は圧縮記帳 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
																	13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法	
																	14 青色申告 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
														該当する 項目に○ をつけて 下さい。				
														① 岩見沢市塙が丘1丁目1番1号 ② 岩見沢市栗沢町東本町21番地 ③ 岩見沢市北村赤川593番地				
														事業用資産の所在地 を記載して下さい。				
														リース資産がある場合は、貸 主の名称を記載して下さい。				
														自己所有・借家				
														いずれかに該当する場合 には、該当する項目に○を つけて下さい。				
														<ul style="list-style-type: none"> ・住所・氏名等の異動・合併等による送付先の変更 ・廃業・移転等の年月日及び資産の引継の有無 ・課税標準の特例該当資産がある場合は名称、適用条項 その他連絡事項等があれば記載して下さい。 				
														に必要事項を黒いボールペンで記載して下さい。記載する内容がない場合には記載不要です。				

記載例

※電算申告、eLTAXにて申告の際は、本市からの送付文書に記載してある所有者コードを必ず転記してください。

所有者コード			種類別明細書(増加資産用)										所有者 氏名		1枚のうち	
10330**													岩見 太郎		1枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等			数量	取得年月	(イ) 取得価額	耐用年数	(ロ) 減価残存率	(ハ) 価額	*課税標準の特例	*課税標準額	増加事由	摘要	
01	1		アスファルト舗装			1515	15	1,500,000	10					①・2 3・4		
02	1		看板(金属製)			1518		830,000	20					①・2 3・4		
03	6		パソコン			4515		780,000	2					①・2 3・4	平成24年製	
04	6		プリンター			1516		350,000	5					①・2 3・4		
05	6		エアコン			2518		500,000	6					①・2 3・4		
06	6		ロッカー(金属製)			105112		570,000	15					①・2 3・4	I W市から移動	
07														①・2 3・4		
13														①・2 3・4		
14														①・2 3・4		
15														①・2 3・4		
16														①・2 3・4		
17														①・2 3・4		
18														①・2 3・4		
19														①・2 3・4		
20														①・2 3・4		
小計															4,530,000	

第二十六号様式別表一
(提出用)

氏名を記載して下さい。

所有者 氏名

岩見 太郎

1枚のうち

1枚目

農耕作業用自動車(トラクター等)

⇒最高速度が35km以上のもの

大型特殊自動車(ホイルローダー等)

⇒長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m、最高速度
15km以上の各基準をどれか1つでも超
えるもの

上記以外は申告の対象外となりますので、
記入しないようご注意下さい。

取得価格

①税込経理の場合→税込価格
税抜経理の場合→税抜価格

②特別償却・圧縮記帳は認められていません。
圧縮記帳を行っている場合は、圧縮前の取
得価格を記載して下さい。

増加事由

1 新品取得
2 中古取得
3 移動
4 その他

前年中に増加した資産を記載して下さい。

以下の資産も申告対象です

- 償却済の資産(耐用年数が経過した資産)
- 簿外資産(贈与などで取得した帳簿に記載されていない償却資産)
- 遊休または未稼働の資産
- 改良費(資産として計上しているもののみ)
- 福利厚生の用に供しているもの
- 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等を行っているもの
- 観賞用又は興行用の生物

注意:『増加事由』の欄は、1新品取得、2中古取得、3移動による受入れ、4その他 のいずれかに○印を付けてください。

記載例

※電算申告、eTAXにて申告の際は、本市からの送付文書に記載してある所有者コードを必ず転記してください。

所有者コード			令和××年度 種類別明細書（減少資産用）										氏名を記載して下さい。		所有者 氏名		1 枚のうち
10330**													岩見 太郎				1 枚目
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	取得年月			(イ) 取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分			摘要				
				年号	年	月				1 売却	2 滅失	3 全部					
01	1	1	看板	13	56	2	500,000	20	57	1 ② 3・4	1 ① 2						
02	6	20	パソコン	24	22	3	400,000	4	23	1 ② 3・4	1 ① 2						
03	6	300	プリンター	14	25	3	300,000	5	26	① 2・3・4	① ① 2						
04										1・2・3・4	1・2						
05										1・2・3・4	1・2						
06	資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具・器具及び備品			年号 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和			減少事由 1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他			区分 1 全部減少 2 一部減少							
07										1・2・3・4	1・2						
08										1・2・3・4	1・2						
09										1・2・3・4	1・2						
10										1・2・3・4	1・2						
11										1・2・3・4	1・2						
12										1・2・3・4	1・2						
13										1・2・3・4	1・2						
14										1・2・3・4	1・2						
15										1・2・3・4	1・2						
16										1・2・3・4	1・2						
17										3・4	1・2						
18										3・4	1・2						
19										1・2・3・4	1・2						
20										1・2・3・4	1・2						
										小計		1,200,000					

同封の償却資産種類別明細書を参考に
前年中に減少した資産を記載して下さい。

償却資産申告書の提出時の本人確認について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法)第16条に基づき、マイナンバー(個人番号)の記載がある償却資産申告書を提出いただく際には、番号法に定める本人確認を実施いたします。

本人確認は、申告者本人の「①番号確認」と、申告書を提出する方の「②身元確認」を行います。また、代理人が申告書を提出する場合は併せて「③代理権の確認」も行います。

窓口での申告の際に下記の確認書類(原本)を御提示いただき、職員が確認いたします。また、郵送での申告の際は下記の確認書類の写し(コピー)を同封して下さい。

(法人番号の記載がある申告書については、番号法に基づく本人確認は行いません。)

(1) 本人が申告書を提出する場合の確認書類(①+②それぞれの確認が必要です)

①番号確認	②身元確認
次のうち1点 ・個人番号カード(※) ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書	次のうち1点 ・運転免許証/運転経歴証明書/パスポート/在留カード/税理士証票/写真付き社員証・資格証明書/市が「個人識別事項」を印字して送付した書類等 お持ちでない場合は次のうち2点 ・健康保険証/年金手帳/写真なしの社員証・資格証明書/地方税等の領収証書/印鑑登録証明書/戸籍謄本・抄本・附票/母子健康手帳/源泉徴収票/納税通知書等

※個人番号カードは1点で番号及び身元両方の確認ができます。

(2) 代理人が申告書を提出する場合の確認書類(①+②+③それぞれの確認が必要です)

①本人の番号確認	②代理人の身元確認	③代理権の確認
次のうち1点(写しでも可) ・本人の個人番号カード ・本人の通知カード ・本人の個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書	【代理人が個人の場合】 上記「(1)本人が申告書を提出する場合の確認書類」に記載している「②身元確認」と同様 【代理人が法人の場合】 次の2点 ・法人の名称及び本店所在地が記載されている書類(登記事項証明書、印鑑登録証明書等) ・法人と来庁者との関係を示す書類(社員証等)	次のうち1点 【法定代理人(親権者・後見人等)の場合】 ・戸籍謄本/登記事項証明書等 【任意代理人の場合】 ・委任状/税務代理権限証書 お持ちでない場合は次のうち1点 ・委任状ではないがそれに準ずると認められた書類/本人しか持ち得ない書類